平成２３年（フ）第６４号
山形県東根市神町南１丁目２番38号　丸清アパート５
債務者　高橋　幸弘
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
山形市吉原３丁目１―13　グリーンベルト吉原105服部方、住民票上の住所山形県天童市鎌田本町３丁目３番13号　レオパレスメープル108号
債務者　古山　久美
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７号
山形市大字松原1265番地　17―７
債務者　高橋久美子
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
山形市大字松原1265番地　17―７
債務者　高橋　　宏
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
山形県東根市大字長瀞1305番地
債務者　植村　哲英
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７号
山形市あさひ町９番２号　ホワイトハウスＣ202号
債務者　太田かおり
１　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
栃木県佐野市奈良渕町323番地17　新里アパート
債務者　小林　健司
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２０１９号
大阪府箕面市瀬川２丁目４番52―101号
債務者　石川　清隆
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１６６号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地の13
破産者　東建工株式会社
１　決定年月日　平成23年５月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２７８２号
札幌市東区北10条東５丁目１番20―702号
破産者　有限会社ユーライン
１　決定年月日　平成23年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０号
福島市岡部字倉ノ内61番地の２
破産者　福島電子設計株式会社
１　決定年月日　平成23年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
千葉県山武市横田1068番８
破産者　ジャパデント株式会社
１　決定年月日　平成23年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５５９号
岐阜県郡上市白鳥町長滝366番地
破産者　株式会社北濃林産
１　決定年月日　平成23年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６０号
愛知県岡崎市小呂町字６丁目７番地１
破産者　立峯建装有限会社
１　決定年月日　平成23年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
福岡市東区松崎２丁目12番32号
破産者　博和工業株式会社
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２８７１号
福岡県太宰府市大字国分271番地１、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市大城１丁目２番12号
破産者　鬼塚　安穏
１　決定年月日　平成23年５月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９号
大分県日田市中本町５番14号
破産者　五島　文雄
１　決定年月日　平成23年５月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部